

# 佐倉市小規模事業者家賃支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内小規模事業者の事業継続を支援するため、**事業のために土地・建物の賃料の支払いを行う事業者**に対して、「佐倉市小規模事業者家賃支援金」を交付します。

## 対象となる事業者

### 【小規模事業者】

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、常時使用する従業員(アルバイト・パート等を含む)の数が下記の表に示す範囲の会社及び個人の事業者。  
小規模事業者の業種・従業員数別範囲

業種	常時使用する従業員の数
商業(卸売業・小売業)	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業)	20人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
製造業その他	20人以下

## 主な交付条件

- 佐倉市内に主たる事業所、事務所等を有する者であること。
- 令和元年以前から佐倉市内の主たる事業所、事務所にて事業を営み、当該事業により収入を得ていたこと。
- 事業のために使用する土地または建物について、第3者と賃貸借契約等を結んでおり、賃料の支払いを行っていること。**
- 給付金の交付後も事業を継続する意思があること。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年1月～12月までのうち、いずれかの月において売上高が前年同月と比較し**20%以上減少**したこと。
- 既に本給付金の交付決定を受けた者でないこと。

## 交付額

### 1事業者につき最大10万円

【 交付額 = 1か月分の支払賃料 × 1/2 × 3か月分 】

※1か月分の支払賃料とは、令和2年6月から12月までの間に実際に支払ったいずれか1か月分の事業所・駐車場等不動産物件の賃料を指します。(事業に用いる不動産物件の賃料に限ります。)

問い合わせ先

佐倉市役所 小規模事業者家賃支援金担当  
TEL : 043 - 484 - 6283  
(受付時間:月～金 9:00～17:00)

## 提出書類一覧

提出資料の詳細については次ページをご覧ください。

佐倉市小規模事業者応援給付金を受給済みの場合、提出書類の一部を省略できます。

○・・・必須書類 △・・・賃貸借契約書が無い場合のみ必要 空欄・・・不要

提出書類		小規模法人		個人事業主	
小規模事業者応援給付金の受給有無		受給済	未受給	受給済	未受給
1	佐倉市小規模事業者家賃支援金申請書 兼実績報告書兼請求書 【様式第1号】	○	○	○	○
2	誓約書 【様式第2号】	○	○	○	○
3	賃貸借契約書の写し	○	○	○	○
4	令和2年6月から12月までのいずれか1か月の 支払賃料がわかる書類の写し	○	○	○	○
5	賃貸借等契約証明書 【様式第3号】	△	△	△	△
6	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※		○		
7	確定申告書の写し		○		○
8	令和2年1月～12月のいずれかの月の売上が 確認できる書類の写し		○		○
9	本人確認書類の写し（顔写真付きのもの）※				○

※佐倉市小規模事業者応援給付金を受給済みの方であっても、住所・氏名・代表者名など、前回提出時の記載内容から変更が生じている場合は、再度提出が必要です。

## 提出方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**郵送**にてご提出ください。

## 申請期限

申請期限が  
延長されました

令和3年1月29日（金）※当日消印有効

## 提出先

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地  
佐倉市役所 産業振興課  
小規模事業者家賃支援金担当 宛て

申請書・誓約書・賃貸借契約証明書【様式第1～3号】のダウンロード・  
詳細についてはこちらから

千葉県佐倉市公式ウェブサイト「佐倉市小規模事業者家賃支援金」

<http://www.city.sakura.lg.jp/0000027545.html>



## 提出書類

申請に必要な各提出書類について、以下の事項にご注意ください。

### 1、佐倉市小規模事業者家賃支援金申請書兼実績報告書兼請求書【様式第1号】

市HPからダウンロードできる他、佐倉商工会議所1階、佐倉市役所5階に配架しています。また、ご希望に応じてご自宅へ郵送します。ご請求の際は表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

### 2、誓約書【様式第2号】

市HPからダウンロードできる他、佐倉商工会議所1階、佐倉市役所5階に配架しています。また、ご希望に応じてご自宅へ郵送します。ご請求の際は表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

### 3、賃貸借契約書の写し

事業のために使用している不動産物件の賃貸借契約書の写しを提出してください。なお、賃貸借契約書には以下の項目が記載されている必要があります。

- 賃貸人および借入人の氏名/法人名・住所
- 契約物件の賃料
- 契約期間
- 契約物件の所在地

### 4、令和2年6月から12月までのいずれか1か月の支払賃料がわかる書類の写し

令和2年6月から12月までのいずれか1か月の支払賃料がわかる書類（振込明細書・銀行通帳・支払証明書・領収書・判取帳など。いずれも**借主・貸主の氏名/法人名・支払金額がわかるもの。**）の写しを提出してください。

### 5、賃貸借契約証明書【様式第3号】

市HPからダウンロードできる他、佐倉商工会議所1階、佐倉市役所2階に配架しています。**3、賃貸借契約書が用意できない場合に作成・提出**してください。借主・貸主双方記名（自署）のうえ、契約物件の情報等を記載し、契約書の代わりに提出してください。

### 6、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

発行から3か月以内のものを提出してください。

### 7、確定申告書の写し

#### 小規模法人

○前年の確定申告書の写し（※税務署等の收受印又は受信確認があるもの）

- ・法人税の確定申告書別表一
- ・法人事業概況説明書（2ページ分）

#### 個人事業主

○令和元年分の確定申告書の写し（※税務署等の收受印又は受信確認があるもの）

- ・所得税の確定申告書第一表
- ・所得税青色申告決算書（1～2ページ部分、青色申告の場合のみ）
- ・所得税収支内訳書（白色申告の場合のみ）

### 8、令和2年1月～12月のいずれかの月の売上が確認できる書類の写し

お店の売上台帳など、売上が減少した月の売上金額がわかるものの写しを提出してください。

### 9、本人確認書類の写し

運転免許証等、公的機関の発行する顔写真付きで身分がわかるものの写しを提出してください

## 留意事項

### 交付額の算定例

	交付額
月8万円のテナントを賃借し、事業を行っている場合 8万円 × ½ × 3か月分 = 12万円	10万円 (上限)
月4万6千円の駐車場を賃借し、事業を行っている場合 4万6千円 × ½ × 3か月分 = 6万9千円	6万9千円 交付額
月5万円の物件と、月3万円の駐車場を賃借し、事業を行っている場合 8万円 × ½ × 3か月分 = 12万円 (5万+3万)	10万円 (上限)

### 交付額の算定について

○交付額は**令和2年6月から12月までのいずれか1か月の支払賃料(共益費・管理費含む)**を用いて計算してください。

○複数月分の賃借料をまとめて支払っている場合には、1か月分に平均した金額（小数点以下切り捨て）を1か月分の支払賃料として計算してください。

○賃貸借している物件を**住居兼事業所**として使用している場合は、確定申告において事業所に用いている分の賃料を地代家賃として計上している必要があります。支払賃料から住居部分に該当する賃料を除いた金額を1か月分の支払賃料として計算してください。

○複数の物件を賃貸借している場合はそれぞれの支払賃料を合算して計算することができますが、物件数にかかわらず交付額は1事業者最大10万円です。また、別個に賃貸借契約を締結している場合は、それぞれの契約書類等提出書類が必要となります。

### 注意事項

○申請受付から交付（口座振り込み）まで、3～4週間程度の期間を要します。また、申請書類に不備がある場合は、それ以上の期間がかかることがあります。

○申請内容に関する事実確認のため、市の給付金担当者から申請者宛てにお電話することがあります。また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

○申請書類を審査後、交付が決定した段階で【交付決定通知書】を申請者宛てに郵送します。また、口座への入金は【交付決定通知書】発送後に行います。

**○本支援金については不正受給防止の観点等から、申請者及び契約書に記載の賃貸人に対しても交付決定の旨を郵送します。トラブル回避のため、可能な限り事前に貸主の方へその旨をお伝えくださいますようお願いいたします。**

○申請者（借借人）と賃貸人の関係が一親等の血族（親子関係）にあたる場合は、交付対象となりません。借主が法人名義であっても、その代表者と貸主が親子関係にあたる場合も同様です。

○賃貸借契約書の写しは一式をご提出ください。（重要事項説明書の写しは不要です。）

○申請者と賃貸借契約書に記載される借借人の名義が異なる場合は、賃貸借契約書の写しの余白部分に「当該物件で事業を行っていることで相違ない」と自署のうえ捺印（申請書と同印）してください。

○本支援金は経済産業省の実施する家賃支援給付金と併用可能です。

○本支援金は原則として課税対象となりますのであらかじめご了承ください。